

青少年センター陸上競技場使用上の注意

陸上競技場は、全天候型公認第3種競技場です。一般のグラウンドとは使用条件が異なりますので、使用の際、下記の注意事項を必ずお守りください。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、お守りいただけない場合には、使用をお断りすることがありますので、ご了承ください。

- 1 建物内及びコンクリート部分へは、スパイクで立ち入らないでください。
- 2 競技場内での飲食、指定場所以外での喫煙はしないでください。
- 3 全天候塗装保護のため、次の事項を厳守してください。
 - (1) 運動靴及び陸上競技用スパイク（オールウェザー用スパイクピンで9mm以下のもの並びに走り高跳び及びやり投げ用のスパイクピン12mm以下のもの）以外の金属製スパイクで立ち入らないこと。
 - (2) 1レーンと2レーンはウォーミングアップ等の練習に使用しないこと。
 - (3) スタート練習は、100mのスタートラインではなく、110mハードルのスタートラインを使用すること。
 - (4) 走路等へのマーキングはしないこと。ただし、取り外した後に跡が残らないテープ等は使用できる。この場合、使用後にそのテープ等を直ちに除去すること。
 - (5) レーンライン上の走行はしないこと。
- 4 走路とフィールドとの間の縁石（カービング：白色のレール）保護のため、次の事項を厳守してください。
 - (1) 必ずまたいで通ること。踏む、腰を掛けるなど歪みを生じさせる行為はしないこと。
 - (2) テープを貼る、マーキングをするなど縁石の塗装を損なう行為をしないこと。
- 5 投てき種目の練習はしないでください。

ただし、砲丸投げについては、団体利用で「陸上競技場砲丸投げ練習届」を提出した場合は認めます。
- 6 用具使用（団体利用のみ使用可）などの注意点等は下記のとおりです。
 - (1) 用具の貸出しは、所定の用紙に必要事項をご記入のうえ、職員の指示に従い、使用してください。
 - (2) 使用する物品等の運搬・準備・後片付けは、職員の指示に従い、使用者が行ってください。
 - (3) 施設、設備、備品等を破損又は紛失した場合には、必ず、職員に届けてください。

その破損又は紛失が使用者の責に帰すべきものと判断された場合は、損害賠償の請求をすることがあります。
 - (4) 器具等を持ち込み、競技及び練習をするときは、グループ又は団体ごとに責任者を定め、持ち込み品目、個数等を職員に連絡してください。
 - (5) 芝生の養成期間には、フィールド内へ立ち入らないでください。フィールド内においては、年間を通して、芝生の保護のため、等圧性の強いラダーの実施、メディシンボール、ミニハードル等の使用はしないでください。
 - (6) 芝生内へ器具を持ち込んだ場合は、その器具の使用が終われば、芝生外の元の位置へ移動させてください。
 - (7) トラックの外側と内側にある地面の標識を破損しないでください。
 - (8) 持ち物は、使用者の責任において保管してください。
 - (9) 屋外の大型備品（ハンマー投げゲージ）に注意して利用してください。

※その他ご不明な点がありましたら、職員に相談してください。

高知県立青少年センター